

東池袋まちづくりについて

1. 東池袋まちづくりの背景

平成 19 年 12 月、閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」において、造幣局は「東京支局について、豊島区の存置の意向等をふまえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。」とされた。これを受け平成 20 年 3 月、造幣局の中期計画の中に「豊島区が意向するまちづくりに貢献する形での敷地の有効活用を検討すること。」が盛り込まれた。

2. 都市整備上の位置づけ

東京の都市づくりビジョン、豊島区都市計画マスタープラン等の上位計画では、東池袋のまちづくりについて、「計画的な土地利用転換や防災性の高い市街地形成を図る。」とされており、具体的な取り組みが求められている。

3. 東池袋まちづくり懇談会について

(1) 懇談会の目的

懇談会は、東池袋の再編整備に向けて、関係者間で課題の共有と基本的方向性に関する検討、及び想定される事業への参画等の意向確認を行うことを目的とする。

※なお、上記目的で懇談会をスタートさせたが、東池袋まちづくり全般についての参加者間の意見交換にとどまった。

(2) 懇談会の参加者

豊島区 日本郵政株式会社 独立行政法人造幣局 株式会社サンシャインシティ
独立行政法人都市再生機構

(3) 検討内容

上位計画等の整理、整備課題等の整理、関係者への意向確認

(4) 検討経緯

●第 1 回懇談会（平成 20 年 6 月 18 日開催）

サンシャイン・造幣局周辺地区を副都心再生の新たな拠点とするとともに、各自の営業・操業を継続しつつ、周辺市街地の段階的な整備を行うことについて意見交換をした。

●第 2 回懇談会（平成 20 年 11 月 12 日開催）

池袋副都心ガイドプラン検討会の立ち上げを報告。今後の東池袋の将来像について、まちづくりの方向性を踏まえた事業化の可能性について、意見交換した。

●第 3 回懇談会（平成 21 年 3 月 13 日開催）

東池袋まちづくりの今後の検討の流れについて意見交換と、懇談会を踏まえて、21 年度まちづくり協議会を立ち上げることを確認。

4. 東池袋まちづくり協議会について

(1) 協議会の目的

協議会は、東池袋地域の新たな拠点形成に資するまちづくりを推進するため、まちづくりに係る課題の確認や再編整備に関する検討を行うことを目的とする。

(2) 協議会の参加者

豊島区 日本郵政株式会社 独立行政法人造幣局 株式会社サンシャインシティ
独立行政法人都市再生機構

(3) 協議会での検討内容について

平成20年度の懇談会における基礎検討を踏まえ、事業化に向けた更なる調整を図っていくために、各参加者間で以下について検討・調整を行う。

- ・土地利用計画・基盤整備
- ・施設計画
- ・導入機能
- ・事業手法の検討
- ・再編整備の方向性
- ・概略スケジュール 等

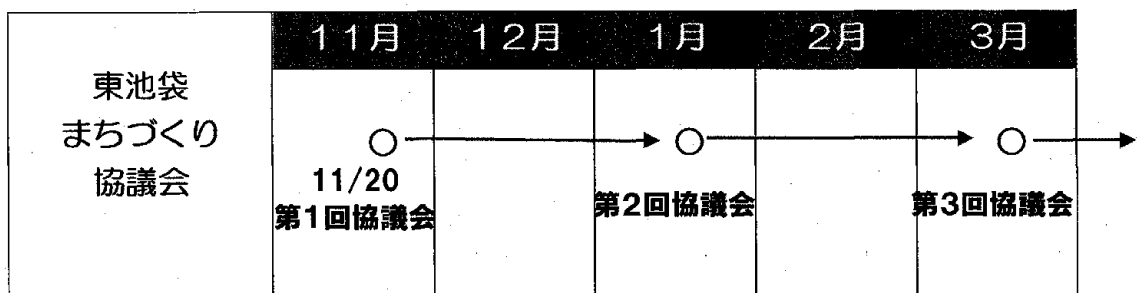
(4) 協議会開催のスケジュール

1) 協議会開催のスケジュール

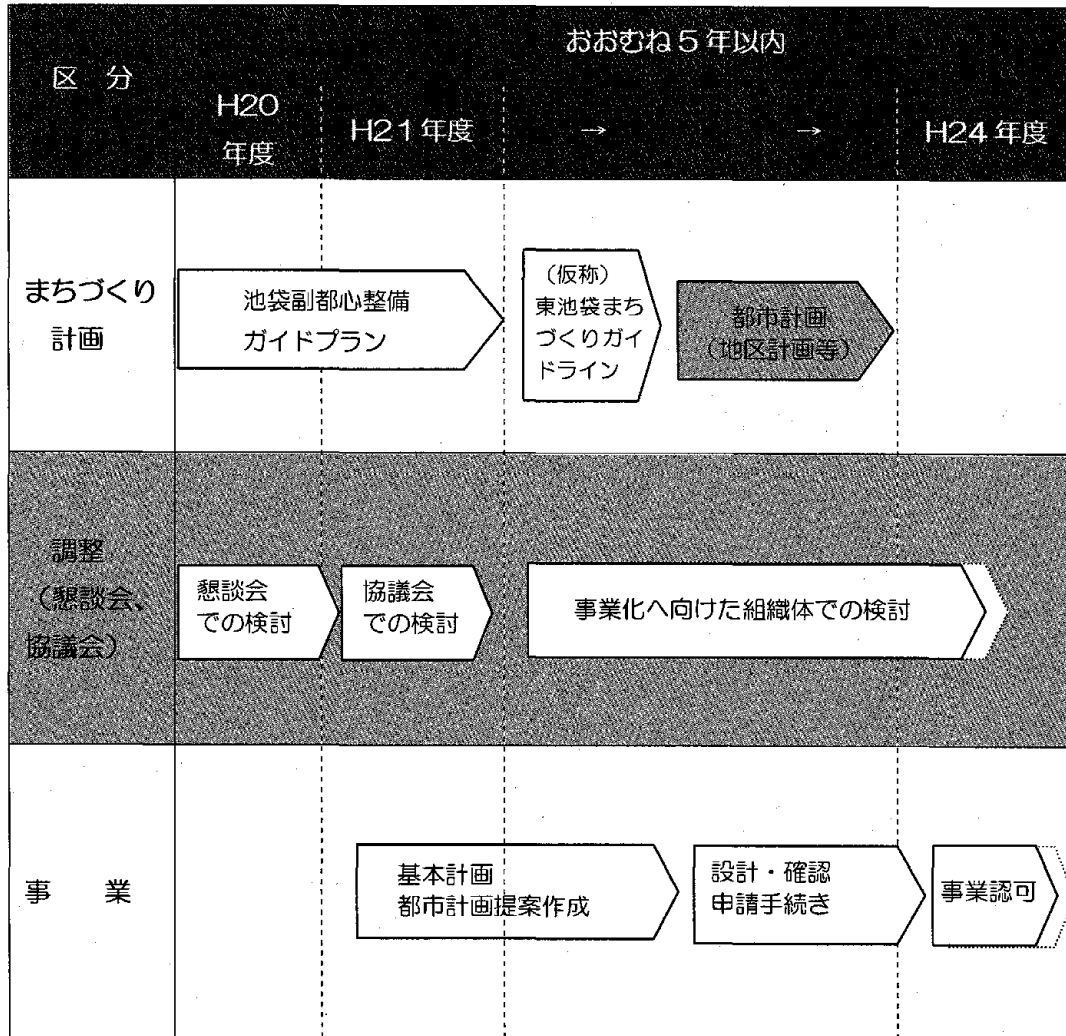
第一回協議会を平成21年11月20日に開催した。また、第二回協議会を平成22年1月、第三回協議会を平成22年3月を目途に開催する。

2) 第三回協議会までの到達点

池袋副都心整備ガイドプランに基づき、土地利用・施設配置・導入機能等及び再編整備に向けた事業主体・事業手法・概略スケジュール等について方向性を確認する。



東池袋まちづくりスケジュール



※池袋副都心整備ガイドプラン（平成21年度策定予定）

池袋副都心において効果的な都市再生を進めていくため、公民が連携を図りながら行動していくという「戦略」を定めたもの。行動目標や、まちづくりの方針を示す。

※（仮称）東池袋まちづくりガイドライン（平成22年度策定予定）

池袋副都心整備ガイドプランで示されたまちづくりの方向性に基づき、さらに具体的な整備のあり方、まちづくりのルール、事業方法等を示す。これにより、良好な開発を誘導するなど、公民一体となったまちづくりを推進する。

1. 東池袋まちづくりの背景

○独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日 閣議決定）

東京支局について、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。

○独立行政法人造幣局の中期計画（平成20年3月31日認可）

東京支局については、豊島区が東京支局の存置、及び街づくりに貢献する形での有効活用についての意向を示していること等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用、造幣局全体の効率化等の観点から、更なる有効活用の可能性について検討します。この検討に当たっては、更なる業務の効率化及び生産性の向上を図ることができるように努めます。

2. 都市整備上の位置づけ

○東京の都市づくりビジョン（平成21年7月）

東池袋では、国公有地などの計画的な土地利用転換、都市計画道路の整備や沿道のまちづくり、木造住宅密集地域の改善により、安全でにぎわいのあるまちとして再生。

○東京都都市再開発の方針（平成21年3月）[豊13 造幣局地区]

◎再開発、整備等の主目標）池袋副都心に隣接する大規模低未利用地の有効利用を図り、新たな機能を誘導しながら、防災性の高い市街地の形成を図る。

◎用途・密度の基本方針、その他土地利用計画概要）避難場所として防災性を向上させるとともに、土地の高度利用を図り、広場、道路等の公共空間を確保しながら、造幣局等ものづくり機能の育成と業務・商業等の新たな機能の誘導を図る。

○豊島区都市計画マスタープラン（平成12年3月）

区立総合体育場一帯で大規模な防災緑地広場空間を生み出すため、造幣局の移転、既存施設の集約化を働きかける。

東池袋まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、東池袋まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東池袋地域の新たな拠点形成に資するまちづくりを推進するため、まちづくりに係る課題の確認や再編整備に関する検討を行うことを目的とする。

(協議会の活動)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 東池袋地域に関する上位計画を踏まえ、まちづくり計画及びまちづくりの実現に向けた事業手法の検討に関すること。
- 2) 前項の計画を実現するための関係諸機関との協議・連絡調整に関すること。
- 3) その他必要に応じて、まちづくりに関する調査等に関すること。

(参加者)

第4条 参加者は、東池袋まちづくりの検討エリア内の土地所有者等を原則として、本会の目的に賛同する者とする。

- 2 前項の規定に関わらず協議会の承認を得た者は本会の参加者とする。

(会長)

第5条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、参加者の中より互選により選出する。
- 3 会長は、代表し、会議を主催する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、非公開とする。

(部会)

第7条 協議会には、専門的内容について検討を行うため部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 参加者は、本会により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、豊島区都市整備部に置く。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則 この会則は、平成21年11月20日から施行する。

将来イメージ ～文化と活力にあふれ新たなチャレンジの舞台となる「まち」池袋～

※施設のレイアウトの位置や形状は、現段階における将来構想をイメージ化したものであり確定したものではありません

池袋の都市軸 『楽しさ、涼しさ、美しさを体感できる』

グリーン大通りとアセリア通りを結び、池袋のにぎわいと交流の骨格となる象徴的な街並みを創ります

池袋ターミナルエリア 『池袋駅および駅周辺を再生し人の流れを生み出す』

271万人の鉄道利用者数を誇る駅にふさわしい、駅周辺の歩行者回遊空間を形成します

東池袋エリア 『池袋の新しい顔をつくる』

サンシャインシティやあうるすぽっとなど既存の文化、商業施設と連携したまちづくりを誘導します



賑わい交流エリア 『ヒューマンスケールの賑わいを誘導する』

多彩な機能集積を活かした生活・交流を楽しむ舞台として、池袋全体をつなぐ賑わいを誘導します

▼将来イメージ（案）

池袋の新しい顔づくり

- ① 東池袋エリアにおける新たな拠点形成
- ② 地域のものづくり産業の振興・育成
- ③ 防災機能の強化・都市空間のアメニティ空間づくり
- ④ 公民連携によるまちづくり

▼将来イメージのキーワード（案）

最先端の都市機能



都市が必要とする様々な機能、多様性の展開



東池袋4丁目地区では再開発により業務・商業・住宅の機能が集積

防災機能・公園



造幣局の歴史を継承するような桜の通り抜け



防災拠点としての機能を備えた都市のオープンスペース

環境対策・緑豊かなアメニティ空間づくり

敷地内や建物等の積極的な緑化・ヒートアイランド防止



緑のアーチと柔らかな曲線で演じる散策路



屋上緑化

ものづくり産業の振興・育成

豊島区によるものづくりメッセの開催（第1回：平成20年3月）



造幣局における貨幣・勲章製造（匠の技の継承）

▼記念貨幣



▼勲章



文化・エンタテインメント



都市と一体化したアート空間



池袋を訪れる幅広い世代に支持されるエンタテインメント

基本的な方向性（案）

- ① サンシャイン・造幣局周辺地区を副都心再生の新たな拠点形成として活用。既存の文化商業機能との連携や、継続的な操業・営業を前提とした段階的なまちづくりを行う。
- ② その際、既存の都市計画の見直しや権利の入替えについても、検討を行う。
- ③ そのため、検討の進捗と関係者の意向をふまえつつ、国・都等へも働きかけを検討。

